職員の処分について

１　処分事由　　弘前市役所立体駐車場　駐車料金の不正免除

２　概　　要

職員が通勤で使用する自家用車を弘前市役所立体駐車場に駐車した際、来庁者の駐車料金を免除するための方法を不正に利用し、本来支払うべき駐車料金の支払いを免れていたことが発覚したもの。

３　被処分者、処分内容及び処分年月日

	所属	職名	年齢	不正回数	不払い額	処分内容	処分年月日
①	市民生活部 市民課	総括主査	54歳	333回	480,700 円	停職 5月間	令和8年10月30日
②	健康こども部 国保年金課	総括主査	51歳	142回	201,500 円	停職 3月間	令和8年10月30日
③	健康こども部 スポーツ局 国スポ・障スポ 推進課	主事	25歳	26回	42,800 円	停職 1月間	令和8年10月30日
④	元　総務部 防災課	会計年度 任用職員	67歳 ※処分時	273回	376,700 円	停職 1月4日間	令和8年2月27日

４　管理監督責任

事案発生時の課長　７名　訓告

事案発生時の部長及び局長　８名　注意

５　今後の対策

本日付けで、全ての職員に対して服務規律の確保の徹底について改めて通知しました。今後も公務員としての自覚を促すとともに、服務規律の保持について機会をとらえて周知徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

また、市職員の弘前市役所立体駐車場の利用にあたって、認証手続きの厳格化を図り、再発防止に取り組んでまいります。

＜問い合わせ先＞
弘前市総務部人事課
TEL　０１７２－３５－１１１９